

新型コロナウイルス感染症に関連する 事業者のみなさまへの支援策

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障をきたしている中小企業者・小規模事業者（個人事業主を含む）が利用可能な福岡市の特別相談窓口や融資のほか、国、県などの支援策をまとめています。

【相談】福岡市 特別相談窓口

<特別相談窓口> 福岡市中小企業サポートセンター

(福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル2階)

【融資相談】 平日9時～17時 (予約不要：受付は16時30分まで)

問い合わせ電話番号：092-441-2171 (福岡市経済観光文化局経営支援課)

【経営相談】 平日9時30分～17時 (要予約：中小企業診断士の場合)

相談予約 電話番号：092-441-2161 (受付は福岡商工会議所)

※福岡市中小企業サポートセンターホームページ <https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/index.html>



【融資】福岡市商工金融資金制度 (福岡市内の事業者向け)

※融資に関することは
福岡市中小企業サポート
センターホームページの
トップに掲載しています。

○経営安定化特別資金 (特例枠)

対象者：セーフティネット保証の認定を受けた方 (1号～8号、危機関連保証)

・セーフティネット保証4号 (令和2年新型コロナウイルス感染症) の場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年同月と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比較して20%以上減少が見込まれる方

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円	10年以内 (うち据置2年以内)	1.3%	0.00%

・危機関連保証制度 の場合

最近1か月間の売上高が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる方

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円	10年以内 (うち据置2年以内)	1.3%	0.00%

・セーフティネット保証5号 の場合

国が指定する不況業種に該当し、かつ、最近3か月の売上高が前年同期と比較して5%以上減少している方
なお、時限的に、2月は売上高の実績、3～4月は見込みで認定できるような運用緩和も行っています。

※対象業種拡大について <https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200303002/20200303002.html>

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円	10年以内 (うち据置2年以内)	1.3%	0.4%



○経営安定化特別資金 (一般枠)

対象者：最近3か月の売上高または売上総利益率等が過去5年間のいずれか同期と比較して3%以上減少している方

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円	10年以内 (うち据置2年以内)	1.3%	0.23%～1.3%

○その他の商工金融資金

※ 商工金融資金一覧 https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/business/syohizei_2_2_3.html



<上記に関するお問い合わせ>【融資相談】福岡市中小企業サポートセンター TEL：092-441-2171